

平成24年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成24年8月29日（水）午後8時

場所：市役所庁舎10階 第6会議室

会議次第

1. 開 会

2. 部会長選出

3. 副部会長選出

4. 会議

(1) 平成23年度第4回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録について

(2) 第二期帯広市障害者計画の概要について

(3) その他

5. 閉 会

配布資料

資料－1 平成23年度第4回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会議事録

資料－2 第二期帯広市障害者計画概要版

出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 （10名中9名出席）

細川委員（部会長）・畑中三岐子委員（副部会長）

倉金國昭委員・鈴木捷三委員・田巻憲史委員・眞田清専門委員

坂村堅二専門委員・白木喜子専門委員・長村麻子専門委員

事務局

牧野重則課長・ 内田喜久男福祉司・下野一人課長補佐

日時 平成24年8月29日(水) 午後8時

【開 会】

事務局・・・それでは引き続きまして、障害者支援部会を開催させていただきます。今回は初の部会となりますので、改めましてお一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。細川委員のほうからお願いいたします。

細川委員・・・前回に引き続きまして、またこの部会の委員をさせていただきます細川と申します。帯広医師会のほうから来ておりますけども、私自身整形外科の医者のものでありますから、医療法人として今開西病院等をやっております。また、高齢者につきましては札内のあかしゃ、帯広のヴィラ開西、老健等始めまして、小規模施設やっております。社会福祉法人をもう5年前ですけれども、4年半ですか、立ち上げまして更別と帯広にコミニの里という高齢者の施設をやっております。私自身も障害というところには、色々な自分たちとしてやらなくちゃいけないというようなことが、あるのではないのかなと思いつつ考えている次第ですけれども、帯広に限らず十勝の障害の方の状況等を見ていきますと、なかなか一筋縄にはいかないところもあるのかなと考えているところがございます。これを契機にして色々自分もこういう知識を増やしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

倉金委員・・・お晩でございます。私は、帯広身体障害者福祉協会の代表を務めております、倉金と申します。初めまして、よろしくお願い致します。ご存知のように、今まではうちの身障協会のほうから会員の方が、4年ほど専門部会のほうに出席していましたが、今回の改選期にあたりまして私のほうにひとつ、会長進んでこういった問題に専門的に取組んでいってほしいかという要望がございまして、私が出てきた次第でございます。ご存知のように、障害福祉ということ、多岐多様に渡って色々な問題が今山積しているところがございます。国自体の障害福祉に対する政策もまだ、私の考えますところによりますと、道半ばということで、はっきりした施策、方策が決まったわけではございません。そんな中で色々な専門分科の中で、皆さんと力を合わせて色々な問題を解決していきながら、いい方向性を見いだして、帯広17万都市の皆さんに十分な力添えというかそういうことができるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

田巻委員・・・今回は公募ということで、応募させていただきました委員になりました。普段帯広協会病院で医療ソーシャルワーカーをしております田巻です。よろしくお願い致します。この、医療ソーシャルワーカーとして、また社会福祉士として福祉とか障害の部分で関わることが多いので、何か少し役立てれば

など思っで参加しています。どうぞよろしくお願ひします。

真田委員・・・こんばんは！ぼてとハウスで施設長をやっています真田でございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

白木委員・・・私は聴覚障害者の特に中途失聴者のサポートをしております、帯広要約筆記サークルのボランティアサークルしています白木と申します。よろしくお願ひいたします。

坂村委員・・・坂村賢二と申します。普段は帯広市保護課で自立支援相談員というのをやっています。生活保護の担当の部分なのですが、相談に来るケースに関しては結構、障害者の方も多いということで、こういうふうなかたちで障害の部会に関わるといったのはひとつの勉強にもなるし、力添えをいただきながら色々役立てていけたらと思っています。よろしくお願ひいたします。

長村委員・・・北海道社会福祉士会十勝地区支部から参りました、長村と申します。今回から参加させていただいています。普段の所属は、小さなNPO法人なのですが、障害をお持ちの方の相談支援をおこなっている十勝障がい者総合相談支援センターというところで相談支援専門員をしております。社会福祉士という立場でも、仕事の立場でも非常に関心の高いところですので何かお役に立てればと思っていますところと、お勉強させていただきたいなど思っています。よろしくお願ひします。

鈴木委員・・・お晩でございました。帯広市町内会連合会推薦ということで、その中に福祉委員会というのがございまして、その委員長を務めております鈴木と申します。また8月の1日付けで赤い羽根の共同募金会の帯広の会長ということには相成りましたのでまた色んな意味で皆さま方にお世話になるばかりかなと思ひますが、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

畑中委員・・・畑中でございます。帯広市手をつなぐ育成会と申しまして、知的障害を持つ子供たちの親の会の会長をしております。合わせまして、障害者事業所とつたと、はまなすという小さい事業所を運営しております。社会福祉協議会の仕事もさせてもらっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局・・・ありがとうございます。なお、丸山委員につきましては本日、ご都合により欠席させていただきます。次ぎに職員を紹介させていただきます。知的障害者福祉士、身体障害者福祉士の内田でございます。

内田福祉司・・・よろしくお願ひします。

事務局・・・次ぎに障害福祉課課長補佐の下野でございます。

下野補佐・・・よろしくお願ひいたします。

事務局・・・私、障害福祉課長の牧野でございます。どうぞよろしくお願ひいたしま

す。

【会 議】

事務局・・・ただ今から、平成24年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を開催させていただきます。本日は障害者支援部会委員10名のうち9名の出席をいただいております、本日の会議は成立しております。副会長が選任されるまでの間、恐縮ですが私が進行役を務めさせていただきます。最初に次第の2、部会長選出を議題といたします。部会長の選出につきましては、審議会条例施行規則第3条の規定により5名の審議会委員の中から選出することとなっております。また、副部会長につきましては部会長が指名することとなっております。それでは早速ですが部会長の選出方法をどのようにいたしましょうか。お計りいたします。

委 員・・・指名でご推薦をするということではいかがでしょうか。

事務局・・・ただ今、鈴木委員から指名推薦の提案がございました。部会長の選出は指名推薦によるものとしてよろしいでしょうか？

委 員・・・はい、いいです。

事務局・・・はい、ありがとうございます。それでは鈴木委員指名推薦をお願いいたします。

委 員・・・引き続き、細川委員にお願いしたいと思います。

事務局・・・ただ今、部会長に細川委員の推薦がございました。他にご推薦はございますか？それでは細川委員の部会長推薦がありましたので、細川委員を部会長に選出することにご異議はありませんか？

委 員・・・ないです。

事務局・・・それでは、部会長は細川委員に決定いたしました。早速ですが、正面の席に移りまして一言ご挨拶をお願いいたします。今後の議事の進行につきましてもお願いいたします。

部会長・・・今、部会長をご指名いただきました細川でございます。この障害者支援部会というのは色々難しいところもあると思いますけれども、皆さまの豊富な経験をいただきながらこの部会を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは次第の3、副部会長の選出をおこないます。副部会長は部会長の指名ということですので私から指名させていただきます。副部会長には帯広市社会福祉協議会及び帯広市手をつなぐ育成会の会長であります、畑中委員さんを指名したいと思いますよろしいでしょうか？

委 員・・・はい、お願いいたします。

部会長・・・それではよろしくお願いいたします。それではこちらのほうに

副部会長・・・ご指名いただきました畑中でございます。障害者福祉の向上ということ

から共生社会ということに総合福祉法で障害者に対する支援の仕方が変わってきているようでございます。障害者福祉の専門家であられる皆様方と共に障害者に関するこれからの事をしっかりと勉強して少しでも役に立っていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

部会長・・・・・・・・それでは会議に入らせていただきます。議題の1、議事録の確認であります。前回の会議平成23年度第4回の会議でございますが議事録をご確認いただきたいと思っております。この議事録はこの場でご確認いただいたあと公開させる予定になっております。事務局の方、一旦よろしいでしょうか？

事務局・・・・・・・・はい。この議事録につきましては前回まで在任されておられました委員の皆様にも送付し、確認をしていただくこととなっておりますので補足させていただきます。

部会長・・・・・・・・それでは議事録につきまして訂正箇所、ご質問、ご意見などがありましたらお願いしたいと思います。ご質問、ご意見等ございませんか？

委員・・・・・・・・ありません。

部会長・・・・・・・・いいでしょうか？それでは本件につきまして以上で終わらせていただきます。次に(2)でございます。第二期帯広市障害者計画の概要につきまして事務局よりご説明がございました。

事務局・・・・・・・・それでは第二期帯広市障害者計画につきましてご説明させていただきます。お手元にお配りしておりますA3版の概略版に基づきましてご説明させていただきます。この計画は障害者基本法の規定に基づき作成しております。計画の対象者としましては障害の有る無しに関わらず全ての市民・企業・行政、各団体とあります。それから計画の期間ですが平成22年度から平成31年度までの10年間となっております。この計画の推進体制としましては、審議会への定期的な進捗状況の報告を行いながらこの計画を推進してまいります。それから計画の目指すものというところで第4章でございますけれども、まず計画の基本的理念としまして自立と共生の理念のもと共生社会の実現を図ります。そして市民、だれもがこうした社会の大切さを理解するとともに必要な支援が出来る仕組みを作り、人にやさしいまち、人がやさしいまちの実現を目指します。これを基本的理念として掲げております。計画の目標としましては障害のある人が地域において自立に向けた支援やサービスを受けることができ、地域社会の一員として生き生きと暮らせる環境作りを進めるとしております。

基本的な視点としまして3点を掲げております。1点目は障害者理解の促進、2点目が生活支援の充実、3点目に自立した地域生活への支援の充実であります。この概要版の右のページにそれぞれ目標と三つの視点これ

に基づくそれぞれの施策の展開方法、主な施策というふうに一覧にして表示させていただいております。一つ目の障害者理解の促進では、施策の展開方法としまして一点目に理解と交流の促進、2点目として暮らしやすい街作りの推進ということでそれぞれ、具体的な項目をあげておりますけれども、主な施策というのは右側にそれぞれ対応する形で表示しております。それから生活支援の充実としましては施策の展開方法としまして生活支援の充実、相談支援と情報提供の充実、療育、教育の充実を掲げております。三つ目の視点で自立した地域生活の支援の充実というところで生活環境の整備促進、社会参加と地域生活支援の充実、それから就労支援と日中活動の充実としてそれぞれ具体的な施策を掲げております。

この計画は総合計画の障害者に関する分野別計画という位置づけをもっておりまして、さらに3年ごとに障害福祉計画を作成し、このそれぞれのサービスや必須項目についての具体的な数値目標等をまとめて計画として実施しておりまして、この障害福祉計画につきましては昨年度春にご審議いただきまして、今年度平成24年から26年までの3年間ということで計画をスタートして実施させていただいております。本日お配りさせていただいております、障害者計画のほうに詳細が載っております。概要の説明については以上でございます。

部会長・・・・・・・・はい、第2期帯広市障害者計画の概要の説明をいただきましたが、何か質問等がございますでしょうか。いかがでしょうか？

委員・・・・・・・・ひとつだけちょっと聞きたいのですが、6の生活環境の整備促進の福祉避難所の設置を検討というふうにあるのですが、その考え方もちょっと説明していただければ。

部会長・・・・・・・・はい、事務局お願いいたします。

事務局・・・・・・・・冊子の44ページ防災防犯体制の整備ということで全体的にこういう形で支援をしております。帯広市の総務部の防災マップがございまして、帯広避難支援プランということで災害に対応する市全体の体制づくりプランを作成しております。要援護者の体制という形で、その対象者として、特に障害のある方に対しましては身体障害の方に関しては重度の1・2級の方、知的障害なら療育手帳をお持ちの方、精神障害なら精神障害者の手帳をお持ちの方を対象にして、対象者全員の方に要援護者の体制に登録するかどうかという希望調査を2年ほど前でしたか、実施し今は、それで、各地域ごとで体制整備しております。具体的に災害が起こった場合の福祉避難所という形で今お話ありましたけれども、昨年度から総務部の防災担当中心に地域の福祉施設の連絡協議会のほうにご協力いただきまして、今年度の4月に福祉非難所として提供できる部分を施設を具体的に名示

さしていただいて、それは高齢者の施設もありますし、障害の施設もありますし、そういうような形で市と施設連絡協議会で協定を結んでございます。具体的な運用等に含めては、これからなのですけれども、そういう形で今とりあえず協定を結んだという段階でございます。

部会長・・・・・・よろしいですか？はい。他にございますか？ちょっとこのページ見て少し気がついたのですが、オストメイトトイレなんか例えば情報を進めるユニバーサルデザインがありますけれども、例えば公共施設とか何かに例えば必ず置く基準というのはあるのですか？

事務局・・・・・・バリアフリー新法というそういう法律がありまして、いわゆる多目的トイレというのが他一般にありまして、オストメイトも含めて車椅子対応とか、オムツを替えるような設備、多目的トイレという形になりますので、それをバリアフリー新法の中で、設置してくださいって義務ではないのですが、そういう方向で例えば具体的な施設を公共施設も含めて建てる場合は、確認申請等も含めまして、そこのへんが必要というか一応チェックの段階で審査を通りますので、今は具体的にはそういう施設を作ってもらおうという形をお願いしております。

部会長・・・・・・義務ではなくて、やはりできるだけ作りましょうというレベルの話でしかないということですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。他にございませんか？また、色々この障害計画を見ていく中で次までにまた色々気がつかれることもあるかもしれませんが、またそういうのは是非、ご質問していただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか？今日のところは、はい。それでは本件に付きまして以上で終了させていただきます。3、その他ということで事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局・・・・・・はい、先ほどの審議会でもご質問がありましたけれども、次回の開催予定についてですが11月中に実施する予定でおります。またひとつよろしくをお願いいたします。

部会長・・・・・・はい、他に何かございますか皆様？よろしいでしょうか。他になければ以上を持ちまして本日の障害者支援部会を閉会したいと思います。大変お疲れ様でございました。どうもありがとうございました。